

建築士事務所に関すること

… 建築士事務所開設者のみなさまへ …

1. 登録の有効期間と更新の登録 [法第 23 条、規則第 18 条]

建築士事務所の登録の有効期間は5年間です。

有効期間満了後、引き続き業務を行う場合には、有効期間満了日の 30 日前までに更新の登録申請書を知事に提出しなければなりません。 【→手続きは、(一社)岡山県建築士事務所協会へ】

2. 変更の届出 [法第 23 条の 5] 【H27. 6. 25 改正施行】

建築士事務所の開設者は、次の事項に変更があったときは、2 週間以内にその旨を知事に届け出なければなりません。

- ・ 建築士事務所の名称及び所在地
- ・ 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員の氏名
- ・ 管理建築士の氏名及びその者の一級/二級/木造建築士の別
- ・ 登録申請者の住所（法人の場合は所在地）
- ・ 所属建築士 (3 月以内に届出)

【→手続きは、(一社)岡山県建築士事務所協会へ】

3. 建築士事務所の管理 [法第 24 条] 【H27. 6. 25 改正施行】

建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下、管理建築士）を置かなければなりません。

管理建築士になるには、所属建築士として所定の業務（規則 20 条の 5）に3年以上従事した後、登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了しなければいけません。

また、管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、管理建築士と開設者が異なる場合においては、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べる必要があります、開設者はその意見を尊重しなければなりません。

【→管理建築士講習の受講申込は、各登録講習機関へ】

4. 定期講習 [法第 22 条の 2] 【H20. 11. 28 改正施行】

建築士事務所に所属する建築士は、3 年以内ごとに登登録講習機関が行う講習を受けなければなりません。

3 年以上前に建築士に合格又は定期講習を受講し、あらたに建築士事務所に所属した建築士は、遅滞なく受講する必要があります。 【→建築士定期講習の受講申込は、各登録講習機関へ】

5. 設計受託契約等 [法第 22 条の 3 の 3] 【H27. 6. 25 改正施行】

延べ面積が 300 m²を超える建築物の新築（設計変更、増築、改築等も同様）に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません（相手の承諾を得た上で、書面の交付に代えて省令で定める電磁的方法によることも可）。

- ・ 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類
- ・ 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
- ・ 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

9. 帳簿の備付け及び保存 [法第 24 条の 4 第 1 項、規則第 21 条] 【参考書式あり】

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する事項で次のものを記載した帳簿を備え、これを事業年度完了後 15 年間保存しなければなりません。

- ① 契約の年月日
- ② 契約の相手方の氏名又は名称
- ③ 業務の種類及びその概要
- ④ 業務の終了の年月日
- ⑤ 報酬の額
- ⑥ 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名
- ⑦ 業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 管理建築士の意見が述べられたときは、当該意見の概要

10. 設計図書への記名及び保存の義務 [(記名) 法第 20 条第 1 項、(保存) 第 24 条の 4 第 2 項、規則第 21 条]

建築士は、設計を行った場合 (一部を変更した場合も同様) においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士たる表示をして記名をしなければなりません。(R3. 9. 1 改正施行)

建築士事務所の開設者は、全ての建築物について、設計図書 (配置図、各階平面図、二面以上の立面図・断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等 (壁量計算、四分割法計算、N 値計算に係る図書等を含む)) を、作成後 15 年間保存しなければなりません。

また、建築物省エネ法の改正により、省エネ基準への適合性の評価・説明書面の写し又は評価・説明を要しない意思の表明書面を 15 年間保存しなければなりません (省エネ適判が必要な建築物を除く)。

11. 工事監理の結果報告及び保存の義務 [(工事監理結果報告) 法第 20 条第 3 項、規則第 17 条の 15、(工事監理報告書の保存) 第 24 条の 4 第 2 項、規則第 21 条] 【法定書式あり】

建築士は、工事監理を終了したときは、直ちにその結果を文書 (第 4 号の 2 書式) で建築主に報告しなければなりません (相手の承諾を得た上で、文書での報告に代えて省令で定める電磁的方法によることも可)。

また、建築設備に係る意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければなりません。建築士事務所の開設者は、工事監理報告書を、作成後 15 年間保存しなければなりません。

12. 重要事項の説明等 [法第 24 条の 7] 【H19. 6. 20 改正施行】 【参考書式あり】

開設者は建築主から設計又は工事監理の委託を受けて契約しようとするときは、あらかじめ建築主に対して、管理建築士等により所定の事項を記載した書面を交付して説明させなければなりません。なお、このときは、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければなりません。設計又は工事監理の一部を下請け建築士事務所に再委託する場合は、専門家同士の契約なので、重要事項説明は不要です。

※国マニュアル (「IT を活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル (R3. 1. 18 策定)」) に即した形で行われる場合、テレビ会議等による IT 重説も可。

13. 書面の交付 [法第 24 条の 8、規則第 22 条の 3] 【H19. 6. 20 改正施行】 【参考書式あり】

建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは遅滞なく、所定の事項を記載した書面に記名押印又は署名をして、当該委託者に交付しなければなりません (相手の承諾を得た上で、書面の交付に代えて省令で定める電磁的方法によることも可)。

法改正以前は、書面交付義務の相手方が、建築主に限定されていましたが、元請・下請といった建築士事務所同士の契約の場合も、書面の交付対象となりました。(対象が全ての委託者に拡大されました。)

記載内容は、法第 22 条の 3 の 3 第 1 項各号に掲げる事項 (5. 設計受託契約等を参照) です。また、同条による書面契約をした場合には、この法第 24 条の 8 の書面の交付は不要です。

14. 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書 [法第20条第2項、規則17条の14の2] 【法定書式あり】

建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合は、遅滞なく、所定の様式（第4号書式）によって、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければなりません。

15. 建築設備資格者の意見の表示 [法第20条第5項]

建築士は大規模建築物等の建築設備の設計又は工事監理を行う際に建築設備資格者等に意見を聞いたときは、その旨を設計図書、工事監理報告書に適正に表示しなければなりません。

16. 再委託の制限 [法第24条の3] 【H27.6.25改正施行】

建築士事務所の開設者は、委託者（建築主）の許諾を得た場合でも設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはなりません。また、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事については、委託者が許諾した場合であっても設計・工事監理を一括再委託してはなりません。

17. 名義貸しの禁止 [法第24条の2]

建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはなりません。

18. 設計内容の説明努力 [法第18条第2項]

建築士は、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければなりません。

19. 完了検査の実施状況 [建築基準法第7条]

建築主は、建築基準法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、検査を申請しなければなりません。

20. 廃業等の届出 [法第23条の7]

建築士事務所の開設者が次のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければなりません。

【→手続きは、（一社）岡山県建築士事務所協会へ】

	建築士事務所の廃止等の事項	届出人	必要書類
1	業務を廃止したとき	開設者	・廃業等届 ・登録通知書
2	死亡したとき	相続人	
3	破産手続開始の決定があったとき	破産管財人	・廃業等届・登録通知書 ・破産決定通知書
4	法人が合併により解散したとき	代表する役員であった者	・廃業等届 ・登録通知書
5	法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき	清算人	
6	登録区分の変更 (個人 ⇄ 法人 / 一級 ⇄ 二級 ⇄ 木造)	開設者	

[凡例：法＝建築士法、規則＝建築士法施行規則]

■建築士事務所に関する申請の窓口 （一社）岡山県建築士事務所協会

〒700-0824 岡山市北区内山下 1-3-19 建築会館 3階 TEL. 086-231-3479

■建築士法に関するお問い合わせ先 岡山県土木部都市局建築指導課 建築審査班

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6 TEL. 086-226-7499

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

岡山県知事 殿

令和〇〇年11月30日

一級
 二級 建築士事務所 岡山県知事登録 第 1234 号
 木造

事務所名称

岡山県株式会社一級建築士事務所

所在地

岡山市北区内山下〇-〇-〇

電話

086-△△△-□□□

※この記入例は、事業年度
が10月1日～9月30日の
法人を想定しています。

建築士事務所の開設者の氏名又は名称
(法人の場合は法人名称及び代表者職氏名)

岡山県株式会社
代表取締役 岡山 太郎

事業年度

令和△△年10月1日
～ 令和〇〇年9月30日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の
代表者の氏名も併せて記載してください。

〔提出先〕 一般社団法人岡山県建築士事務所協会
〒700-0824 岡山市北区内山下1-3-19
TEL 086-231-3479 / FAX 086-231-4575

〔提出形態〕 提出部数は1部です。持参又は郵送してください。
 左肩クリップ留めとしてください。
 提出された書類は返却できませんので、控えが必要な
場合は、あらかじめコピーを取っておいてください。
 郵送の場合で控えが必要な方は、2部作成し、返信用
封筒（宛先を記入、切手を貼ったもの）を同封してく
ださい。1部に受付印を押印してお返しします。

受付

ポイント

- ① 毎事業年度の経過後、3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- ② 個人の事業年度は、1月～12月（暦年）です。
- ③ 建築士法第24条の6の規程による閲覧に供する書類と内容を整合させてください。

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
岡山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m ²	設計及び 工事監理	令和 2.2.1～ 2.9.30
岡山県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 10階建 5000 m ²	設計及び 手続の代理	R2.5.1～ 継続中
岡山県	倉庫	鉄骨造 平家建 1000 m ²	構造設計	R2.5.10 R2.7.10
岡山県	住宅	木造 2階建 180 m ²	設計及び 工事監理	R1.10.1 R2.3.20
ポイント ① 事業年度内に行ったもの全てについて、直近のものから記入してください。ただし、継続中のものは、期間欄に「R2.5.1～継続中」のように記入してください。 ② 1枚に収まらない場合は、複数枚にわたって全ての業務について記入してください。 ③ 記入すべき業務範囲は、建築士事務所として受託契約をした「建築物の設計」、「工事監理」、及び士法第21条に定める「その他の業務」(建築工事契約に関する事務、建物調査、関係法令の手続の代理等)です。 ※施工図を描いたり、「施工」のみの場合は、建築士事務所としての業にあたらないため、記入しないでください。 ④ 該当する業務実績がない場合は、「該当なし」と記入してください。				

(第三面)

所属建築士名簿

(ふりがな) 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨及び構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
(きび ごろう) 吉備 五郎	一級建築士 (管理建築士)	○○○○○		○年○月○日		
(くらしき さぶろう) 倉敷 三郎	一級建築士	△△△△△		○年○月○日	構造設計一級建築士 (交付番号)	△年△月△日
(つやま じろう) 津山 次郎	二級建築士	□□□□	岡山県	○年○月○日		
<p>ポイント</p> <p>① 管理建築士であることがわかるように記入してください。</p> <p>② 所属建築士を全員記入してください。年度途中で退職された方については、氏名の下に「(○月退職)」等と記入してください。</p> <p>③ 建築士事務所登録の内容と整合が必要です。 (所属建築士に変更がある場合は、最新の情報を記入してください。)</p> <p>④ 建築士法第22条の2の規定による定期講習の受講日を記入してください。</p> <p>⑤ 構造/設備設計一級建築士である方は、交付番号及び定期講習の受講日も記入してください。</p>						
計			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2 1	名 名 名 名 名	

平成20年11月28日改正施行後の定期講習について記入してください。

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
吉備 五郎	設計業務の期間について、適切に確保するよう助言した。また、継続している物件とのスケジュールを勘案し、再委託する業務範囲について検討し、助言した。	R2. 4. 20
<p>ポイント</p> <p>① 建築士法第24条第4項の規定に基づき、管理建築士から開設者に対して述べられた意見の概要を記入してください。</p> <p>② 該当する意見がない場合及び開設者が管理建築士を兼ねる場合は、「該当なし」と記入してください。</p> <p>※ 管理建築士は、次に挙げる「建築士事務所の業務に係る技術的事項」を総括して、契約に際し、契約内容について意見を述べることが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 受託する業務の量，難易度，業務の遂行に必要な期間の判定・ 業務に当たらせる技術者の選定・配置・ 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務範囲の案の決定・ 建築士事務所に所属する建築士をはじめとする技術者の行う業務の管理とその適性の確保		

第七号の二書式（第二十二條の二關係）（ A 4 ）

建築士法第 2 4 條の 6 の規定により閲覧に供する書類

（第一面）

建築士事務所の概要

年 月 日現在

建築士事務所	名 称	
	所在地	
登 録	一級 二級 木造	建築士事務所 岡山県知事登録 第 号
開 設 者	氏名又は名称	
管理建築士	一級 二級 木造	建築士 氏名 () 登録 第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

参考

業務記録台帳 (建築士法第24条の4 該当備付帳簿)

○印の数字は、建築士法規則第21条1項の各号に該当する法定事項を示す。

件名				受付No. . .				
建築主	住所	〒 TEL ()		契約報酬額				
	氏名			受領報酬額⑤				
契約の相手方② <small>(報酬請求先)</small>	住所	〒 TEL ()		契約	見積提出	..		
	氏名 (名称)				委託契約①	..		
受託業務③	<ul style="list-style-type: none"> 調査企画 基本設計 実施設計 手続代理 その他 () 			概要	建築主打合	..		
	<ul style="list-style-type: none"> 工事監理 (常駐・非常駐) 契約事務 工事指導監督 建築物調査・鑑定 				現地調査	..		
敷地	地名・地番			備	要綱調査	..		
	住居表示				法令調査	..		
	敷地面積	m ²	実測図		建築主提供 (有・無)	法令打合	..	
		坪			作成者 ()	上水道	..	
	用途地域 (A、Bは2地域にわたる場合利用)	(1・2)低住専、(1・2)中高住専、 ^A (1・2)準住居、商業、近隣商業、 ^B (1・2)低住専、(1・2)中高住専、(1・2)準住居、商業、近隣商業、 ^A 工、工業専用、工業、指定なし、 ^B 工、工業専用、工業、指定なし、()				下水道	..	
		建ぺい率 (%)	A B		加重	清掃	..	
		容積率 (%)	A B		加重	消防	..	
	防火地域	防火・準防火・指定なし	A B		防火・準防火・指定なし	ガ	..	
	日影規制	()種・測定面(1.5、4.0m)	A B		()種・測定面(1.5、4.0m)	ス	..	
	高度地区	第 種			第 種	電	..	
	その他の地域等					力	..	
	道路幅員	面 m	面 m		面 m	電	..	
地質	支持地盤GL m ()			話	..			
構造・規模③	用途			官 公 庁 打 合 せ	着	..		
	構造	W・CB・S・RC・SRC・			案提出	..		
	工事種別	新築・増築・				..		
	階数	地上 階	地下 階		PH 階		..	
	建築面積	m ²	建ぺい率		%		..	
	延床面積	m ²	容積率		%		..	
	容積外面積	m ²	容積充足率		%		..	
	施工床面積	m ²	レントブル比		%		..	
設計業務担当建築士及び建築設備士名⑥・図面枚数				基本 設 計	承	..		
区分	氏名	版	枚		認	..		
総括					請	..	No.	
意匠					申	..		
構造					請	..	No.	
業務委託先⑦	委託業務概要			融 資	承	..	No.	
	委託先名				着	..		
	委託先住所				手	..		
					了	..		
				実 施 設 計	承	..		
					認	..		
					審	..		
					査	..		
					承	..		
					認	..		
					着	..		
					手	..		
				申 請	完	..		
					了	..		
					承	..		
					認	..		
					届	..		
				文 書	確	..	返却相手	
					認	..		
					返	..		
					却	..		
					報	..		

管理建築士	記入者	業務結果	中 断	..	(赤色)
印	印		終了④	..	(青色)

件名				施工業者							
工事監理業務担当建築士及び 建築設備士名 ⑥				住所・TEL・担当者							
総括		電気		指名業者金額	1		6				
意匠		給排			2		7				
構造		空調			3		8				
					4		9				
					5		10				
契約	見積提出	..		工事費		予算(千円)	契約(千円)	追加・変更(千円)	計(千円)		
	監理契約①	..			建築						
準備	現説	..			電気						
	入札	..			機械						
	工事契約	..			設備						
工事	地鎮祭	..			経費						
	着工	..			合計						
		..			工事関係者記録	区分	社名	所在地	TEL	担当	評価
		..				建築					
		..				電気					
		..		給排							
		..		空調							
		..		昇降							
	経過		..		保証書	社名	保証内容	保証期間			
				
				
				
				
				
検査		..		アフターケア記事	竣工1年後検査	..					
						
						
						
						
		..		士法24条4項による管理建築士の意見が述べられた場合、その概要⑧							
	文書	所内検査	..		備考						
		完了届	..								
		検査()	..								
		検査済証(〃)	..	No.							
検査(消防)		..									
検査済証(〃)		..	No.								
		..									
手直		..									
引渡		..									
		..									
文書	半年検査	..									
	1年検査	..									
	検査済証()	..	返却相手								
	検査済証(消防)	..	返却相手								
	..										
	監理完了報告	..									
	士法20-2報告	..									

↓ 上記施工業者以外の場合記入

↑ 進度表示
(塗りつぶし)

工 事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第 20 条第 3 項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 号

氏 名

() 建築士事務所 () 登録第 号

名 称

所在地

電話 () 番

建築主.....殿

建築物の名称及び所在地				
工 事 種 別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
工事期間における主要な設計変更	変 更 年 月 日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確 認 年 月 日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	確 認 年 月 日	確 認 事 項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

工事完了時における確認	確認 年月日	確認事項		確認結果の概要
工事施工者に与えた注意	注意 年月日	注意の概要		工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
建築設備に係る意見	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
			電話 番	
備考				

- 〔記入注意〕
1. 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
 2. 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3. 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 4. 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第 18 条第 3 項に規定する注意について記入してください。
 5. 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第 20 条第 5 項に規定する場合に記入してください。
 6. 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 7. ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

重要事項説明書

令和3年10月28日

住屋建夫様

本重要事項説明は、建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

受託業務名称：住屋邸新築工事設計・工事監理業務

建築士事務所の名称：〇〇建太一級建築士事務所
建築士事務所の所在地：〇〇県〇〇市△町〇-▲-×
区分(一級、二級、木造)：(一級)建築士事務所
開設者氏名：〇〇建太
(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

1. 対象となる建築物の概要

建設予定地：〇〇県〇〇市△町×-〇-●
主要用途：専用住宅
工事種別：新築
規模等：木造2階建 約165㎡

2. 作成する設計図書の種類(設計契約受託の場合)

案内図、配置図、求積図、仕上げ表、平面図(壁量計算、N値計算等を含む)、立面図、断面図、基礎伏図、その他建築確認申請図書一式

3. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
(工事監理契約受託の場合)

- ①工事と設計図書との照合の方法：
請負業者からの施工報告及びサンプリングによる現場立会検査により照合します。
サンプリングによる現場立会検査は期間中5回程度行います。
- ②工事監理の実施の状況に関する報告の方法：
文書による工事監理報告書を月ごとに提出します。また、工事監理完了後に建築士法に基づいて法定様式による工事監理報告書を提出します。

4. 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

- ①設計又は工事監理の一部を委託する予定：あり なし
- ②委託する業務の概要及び委託先(ありの場合の計画)
委託する業務の概要：設備設計
建築士事務所の名称：一級建築士事務所(株)×●設備研究所
建築士事務所の所在地：〇〇県〇〇市1-×-〇、××ビル
開設者氏名：(株)×●設備研究所 代表取締役 ×× 建夫
(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

①設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士 【氏名】: ○○建太 【資格】(一級)建築士 【登録番号】(○○○○○)	②工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士 【氏名】:○○建太 【資格】(一級)建築士 【登録番号】(○○○○○)
【氏名】: 【資格】()建築士 【登録番号】()	【氏名】: 【資格】()建築士 【登録番号】()
(建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】: 該当なし 【資格】建築設備士	(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】: 該当なし 【資格】建築設備士

* 設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要です。

6. 報酬の額及び支払の時期

①報酬の額: ○, ○○○, ○○○ . - 円 (見積金額、消費税込) (*ただし、実額を記入してください) 別紙見積書を添付。上記金額には、建築確認申請手数料(納付金)は含まれていません。
②支払の時期 : 設計着手時(20%)、実施設計完了時(50%)、躯体工事完了時(15%)、工事監理完了時(15%)の4回払いとなります。

7. 契約の解除に関する事項

建築主は、正当と認められる事由があるときに限り、建築士事務所が本件業務を完了する以前において、書面をもって通知して、本件業務について契約の解除をすることができます。かかる場合において本件業務に関する成果品及びその対価の取扱いについては、出来高払いを基本として協議のうえ定めるものとします。

(説明をする建築士)

氏名 : ○ ○ 建 太

資格等 : (一級)建築士、 管理建築士、 所属する建築士

上記の建築士から建築士免許証(免許証明書)の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

令和3年10月28日

(説明を受けた建築主)

住 所 : ○○県○○市△△町3-○-×-303

氏 名 : 住 屋 建 夫

建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面

令和元年12月1日

委託者 ○○○○ 様

(契約の相手方の氏名又は名称) (法第24条の8第1項2号、施行規則第22条の3第1項第2号)

建築士法第24条の8の定めにより、令和元年11月28日付締結の業務受託契約に関して、
次の事項を通知します。(法第24条の8第1項2号、施行規則第22条の3第1項第1号)

受託者 (法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項6号、施行規則第17条の38)

建築士事務所の名称：○○○○一級建築士事務所

建築士事務所の所在地：○○県○○市○○町○-○-○

区分(一級、二級、木造)：(一級) 建築士事務所

開設者の氏名：○○○○ (印)

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

受託業務名称：○○邸新築工事 設計・工事監理業務

1. 対象となる建築物の概要 (法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項6号、施行規則第17条の38)

建設予定地：○○県○○市○○町○-○-○

主要用途：専用住宅

工事種別：新築

規模等：木造3階建、約165㎡

2. 業務の種類及び内容、実施方法及び業務実施期間 (法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項6号、施行規則第17条の38)

業務の種類及び内容	実施の有無	実施方法等	業務期間〔予定〕
1. 基本設計業務(構造設計、設備設計を含む)	○	建築設計業務委託書による	令和元年11月28日から 令和2年1月31日まで
2. 実施設計業務(構造設計、設備設計を含む)	○	建築設計業務委託書による	令和2年2月1日から 令和2年4月30日まで
3. 工事監理業務	○	建築監理業務委託書による	令和2年5月15日から 令和2年9月30日まで
4. その他の業務(契約に含まれる上記以外の業務)	—	(具体的業務内容)	年 月 日から 年 月 日まで

3. 作成する設計図書の種類(設計業務受託の場合) (法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項1号)

仕様書、案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、基礎伏図、床伏図、はり伏図、小屋伏図、軸組図、その他必要な図面、電気設備図一式、機械設備図一式、建築確認申請図書一式

4. 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

(工事監理業務受託の場合) (法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項2号)

①工事と設計図書との照合の方法：

請負業者からの施工報告及びサンプリングによる現場立会検査により照合します。

サンプリングによる現場立会検査は期間中5回程度行います。

②工事監理の実施状況に関する報告の方法：

期間中5回程度、電子メールにより報告します。

工事監理完了後に建築士法に基づいて法定書式による工事監理報告書を提出します。

5. 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

(法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項3号及び6号、施行規則第17条の38)

①設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】: ○○○○ 【資格】(一級) 建築士 【登録番号】(123456) 【氏名】: 【資格】() 建築士 【登録番号】() (建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】: 該当なし 【資格】 建築設備士	【氏名】: ○○○○ 【資格】(一級) 建築士 【登録番号】(123456) 【氏名】: 【資格】() 建築士 【登録番号】() (建築設備の工事監理に関し意見を聴く者) 【氏名】: 該当なし 【資格】 建築設備士

* 設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその旨の記載が必要です。

6.. 設計又は工事監理の一部の委託先(協力建築士事務所)

(法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項6号、施行規則第17条の38)

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地	開設者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名)
構造計算及び構造設計図の作成	(株)○○構造設計一級建築士事務所 ○○県○○市○○町○ー○ー○	(株)○○構造設計 代表取締役 ○○○○

7. 報酬の額及び支払時期 (法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項4号)

①報酬の額： ○, ○○○, ○○○ . - 円 (見積金額、消費税込) 別紙見積書を添付。上記金額には、建築確認申請手数料(納付金)は含まれていません。 ②支払の時期： 契約時：契約金額20%、竣工時：契約金額80%

8. 契約の解除に関する事項 (法第24条の8第1項1号、第22条の3の3第1項5号)

建築主は、正当と認められる事由があるときに限り、建築士事務所が本件業務を完了する以前において、書面をもって通知して、本件業務について契約の解除をすることができます。かかる場合において本件業務に関する成果品及びその対価の取扱いについては、建築主及び建築士事務所が協議のうえ定めるものとします。
